最終更新日：2018年7月3日

株式会社ピーバンドットコム
代表取締役 田坂　正樹
問合せ先：03-3265-0343
証券コード：3559

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「開発環境をイノベーションする」という経営スローガンのもと、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値を向上させていくためには、コーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠であり、経営の最重要課題のひとつと位置づけております。コーポレート・ガバナンスの実践によって、経営の健全性・効率性および透明性の維持・向上を図り、必要な施策を講じるとともに説明責任を果たしていくことが、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社インフロー	777,000	35.48
田中一宏	262,900	12.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	153,000	9.99
田坂正樹	130,000	5.94
株式会社ＳＢＩ証券	47,900	2.19
松井証券株式会社	34,100	1.56
楽天証券株式会社	30,000	1.37
ウエストリバー株式会社	29,000	1.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	24,500	1.12
阪井清和	20,000	0.91

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山﨑禮次郎	他の会社の出身者											
樣木一男	他の会社の出身者											
鶴英将	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山﨑禮次郎	○	○	該当事項はありません。	山﨑禮次郎氏は、金融機関において長年、海外拠点や企画・審査部門において金融実務を経験してきた実績のほか、電子部品業界の東証一部上場企業において財務・経理の実務、取締役・監査役としての経営経験から、平成27年6月常勤監査役に就任以来、幅広い経験及び見識に立つ助言・提言をいただいております。このため、当社は、社外取締役として適任であると判断し、選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。

榛木一男	○	○	該当事項はありません。	榛木一男氏は、銀行並びに証券会社において営業･審査･調査や経営職等多岐に亘る要職を歴任後、東証一部上場企業の常勤監査役としてコーポレート･ガバナンスの強化並びに内部統制整備に携わってきた経験があります。平成27年10月当社社外監査役に就任以来、企業金融･内部統制強化と監査体制の充実に貢献いただいております。このため、当社は、社外取締役として適任であると判断し、選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。
鶴英将	○	○	該当事項はありません。	鶴英将氏は、IPOや市場変更を管理部長などの職務で携わり、企業金融や上場企業の運営に関する豊富な経験と知識を有しております。平成27年10月当社社外監査役に就任以来、適法性や妥当性の観点から客観的な助言･提言をいただいております。このため、当社は、社外取締役として適任であると判断し、選任いたしました。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項のいずれにも該当していないことから当社の独立役員に指名しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会のサポートは、常勤の監査等委員である取締役及び経営企画室が中心となり、重要な会議や書類の閲覧、内部監査の結果等について、情報伝達や意見交換をおこなっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、三様監査（監査等委員会監査、内部監査、監査法人監査）の実効性を高め、かつ監査の質的向上を図るべく、三者間での監査計画･監査結果の報告、意見交換等を実施し、相互連携の強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の業績向上への意欲と士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
また、取締役（監査等委員を含む。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを一つの目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲と士気を高めることを目的として、社内取締役、従業員に対してストックオプションを付与しております。付与に関しましては、役職、勤続年数、会社への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会での決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額を決定しております。各役員の報酬額については、会社の業績や経営内容、個々の職責と実績等を総合的に勘案して、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議に基づき代表取締役に一任し、監査等委員である取締役については監査等委員会で協議の上、個別報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役のサポートは、常勤の監査等委員である取締役及び経営企画室が中心となり、重要な会議や書類の閲覧、内部監査の結果等について、情報伝達や意見交換をおこなっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会
当社の取締役会は、取締役6名のうち3名が業務執行取締役、3名を監査等委員である社外取締役3名で構成されております。取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催し、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程、職務権限規程に基づく重要事項を決定するとともに、業務執行の各取締役の業務執行の状況を相互監督しております。また、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営並びに業務執行に関して迅速に意思決定が行える体制としております。また、監査等委員である取締役が、取締役の業務執行の状況を独立した客観的な立場から管理・監督できる体制となっております。
また、毎年、取締役会の運営や活動状況について実効性を取締役自身が評価して、その結果をフィードバックして改善につなげております。

2．監査等委員会
当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されており、3名全員が独立役員であります。
監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、法令・定款及び監査等委員会規程に基づく重要事項について決定するとともに、監査計画の策定、監査実施状況等、監査等委員である取締役相互の情報共有を図ることとしております。
監査等委員である取締役は、取締役会にて、業務執行取締役に対し必要な助言、提言を実施する等、幅広い視点からの経営監視を実施しております。常勤の監査等委員である取締役は、これに加え、社内の重要会議や決裁書類の閲覧等を通じて、必要に応じた意見を述べることとしております。また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を保ちながら、適正な監査の実施に努めてまいります。

3．経営会議
当社は、業務執行に関する重要事項を協議、決議する機関として経営会議を設置しています。経営会議は、代表取締役をはじめとした業務執行取締役、常勤の監査等委員である取締役、各部門責任者(カスタマーサポート部部長、経理チームリーダー、経営企画室リーダー)で構成され、原則として月1回定期的に開催しております。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門における業務の報告、及び現状の課題に基づく議論や解決策の検討を行うほか、新サービスの企画等、重要な意思決定に付随する議論を行っており、各部門の活動状況について代表取締役へ報告する場として、また部門間の情報共有の場として、活発な議論を交わすことで、経営活動の効率化を図っております。

4．内部監査担当

代表取締役の直轄である経営企画室内に内部監査担当者1名を置き、法令、定款および社内規程の遵守状況ならびに業務活動の効率性などについて、当社各部門に対し内部監査を実施し、代表取締役に結果を報告するとともに、被監査部門に対して業務改善に向け、具体的に助言･勧告を行っております。
また、内部監査担当者は監査を有効かつ効率的に実施するため、監査等委員会、会計監査人と適宜情報交換を行っております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、株主･投資家の皆様やお客様をはじめとしたすべてのステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値を向上させていくために、経営の最重要課題としてコーポレート･ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。
今般、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定の更なる迅速化を実現するため、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社は、取締役会において経営の意思決定及び監督を行っており、企業戦略等の方向性、重要な事案やリスクの分析とその対応方針を審議するとともに方針を決定しております。監査等委員会への移行に伴い、取締役6名のうち、監査等委員である社外取締役3名に取締役会での議決権を付与することで、独立した客観的な立場からの監督責任の実効性をより強力に確保できるものと考えております。
また、監査等委員の3名は、全員独立役員として登録しており、取締役会において幅広い知見を活かした適切な意見、判断を行える体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社は株主様へ情報を早く伝えるため、株主総会の招集通知を発送日より前に当社IRページサイトに掲載を行っております。また、招集通知の発送日につきましても、決算業務の早期化を図り、早期発送へ取り組んでまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、本決算及び第２四半期決算の年二回、決算説明会を開催し、代表取締役が当社の業績や経営方針等の説明をおこなう予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等を掲載しております。また、アナリスト向けに行っている決算説明会の資料や、当社事業についての説明ページも設けております。今後も、投資家の皆様にとって有益な情報の充実を図ってまいります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役管理部長を責任者とし、経営企画室をIR担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動、CSR活動の状況を当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、制度開示のみでなく、当社ホームページや適時開催を利用することで、幅広く当社の情報や事業内容、戦略等についても理解を深めていただけるよう努めてまいります。
その他	当社組織内に存在する8チームのうち、2チームは女性をリーダーに登用しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、現在会社法第2条6号に規定する大会社には該当しないため、同法362条5項の適用は受けませんが、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法令等の遵守、資産の保全、という4つの目的を達成するために内部統制システムを構築しております。また、内部統制システムにおいては、情報の伝達経路の確保とリスクに対する体制の構築も重要です。
これらのことを念頭におき、当社は、職務執行が法令および定款に適合し、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、任意に「内部統制システム整備の基本方針」を定めております。内容は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a.取締役会は、決定事項ならびに業務執行に係る各種事項を法令、定款および「取締役会規程」に則り適宜適切に承認するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）相互の監視機能と監査等委員である取締役の監査機能を通じて、取締役の職務執行が法令、定款および諸規程等に適合することを確保します。
b.「コンプライアンス規程」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
c.当社は、稟議制度、契約書類の法務審査制度、社内教育研修および法律顧問による助言等の諸制度を通じて、コンプライアンスの維持向上を図ります。
d.内部監査において、法令、定款および社内規定の遵守状況を監査し、問題点の指摘および改善策の提案を行うとともに、代表取締役および監査等委員会に報告します。
e.法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、社内通報窓口を設け、「内部通報制度規程」に基づき適切な運用を行います。
f.必要に応じて弁護士、税理士、監査法人等の外部専門機関と緊密に連携し、適正な判断や意思決定を確保します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
a.取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理規程」、「内部情報管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理します。
b.取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.当社は、多様化するリスクに備えて「リスク管理規程」により、経営活動上のリスク管理に関する基本方針を定めます。また、リスク管理担当者を管理部長とし、各種社内規程の定期的な見直しを実施するとともに、リスク管理の適正な体制を整備します。
b.取締役会や経営会議において当社の課題について情報共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努めます。
c.不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する体制を確保します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
b.取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織管理規程」、「職務権限規程」を制定し、取締役の役割分担、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図ります。
c.決裁やデータ管理を電子化することにより、長期出張等においても職務執行が滞ることのないよう、業務の効率化を図ります。

5．当社における業務の適正を確保するための体制
a.諸規程等に基づき、適正な業務運営のための体制を整備するとともに、内部監査人は内部監査を実施し、法令、規程等の遵守状況を確認するとともに、改善策については助言を行います。
b.代表取締役は、当社役職員の職務執行に係る事項について定期的に報告を受けます。
c.監査等委員である取締役は、当社役職員の職務の執行状況について監査、指導を行います。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を配置します。また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定します。

7．監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
a.取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を強化するため、監査等委員会を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査等員会の同意を得なければならないものとします。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および上長等の指揮命令を受けないものとします。
b.監査等委員会の職務を補助する使用人は、他部門への協力体制の確保を依頼できるものとします。また、その他必要な情報収集権限を付与します。

8．取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会へ報告をするための体制
a.当社は、経営会議等の重要会議に監査等委員である取締役が出席することを求めるとともに、業績等会社の業務の状況を監査等委員会へ定期的に報告します。
b.「内部通報制度規程」に基づき、内部通報窓口として監査等委員である取締役への専用メールを設置します。
c.監査等委員会は必要に応じて内部監査人に内部監査等の状況等の説明を求めることができるものとします。

9．監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報制度規程」を策定し、通報者が当該報告を理由に不利な取り扱いを受けることを禁止し、報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

10．監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

11．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.代表取締役は、監査等委員会と定期的に情報交換を行うものとし、当社の経営状況に関する情報の共有化を図ります。
b.監査等委員会より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門がその詳細につき報告を行います。
c.内部監査や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図ります。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法ならびにその他関係法令の定めに則した内部統制システムの構築に努めます。また、その有効性を継続的に評価し必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a.当社は反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針とします。
b.反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制ならびに対応方法を定めます。
c.所管警察署ならびに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等において規定の内容について周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、規模の拡大等に合わせて必要に応じて検討してまいります。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

⑴ コーポレート･ガバナンス体制
模式図（参考資料）をご参照ください。

⑵ 適時開示体制について
当社は、「適時開示規程」を定め、「金融商品取引法」その他関連法規を遵守し、適時･適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。収集された情報は検討･手続きのうえ、管理部長･代表取締役による承認を経て、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

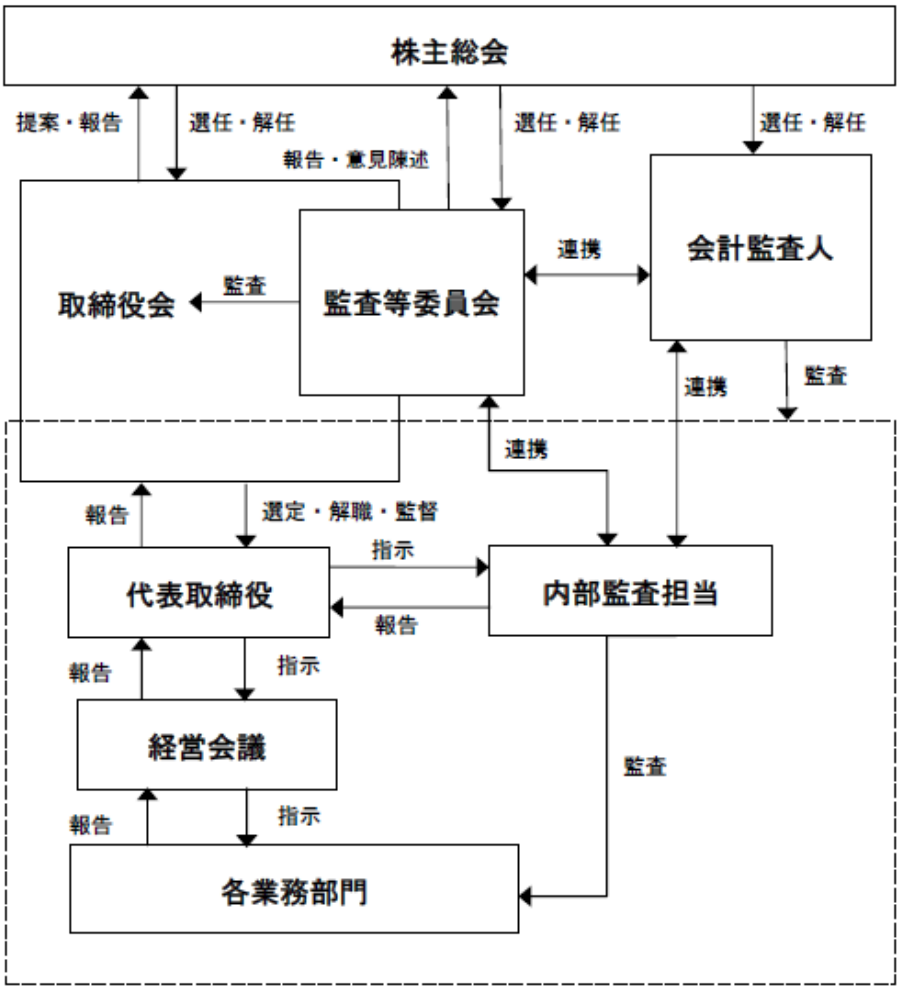

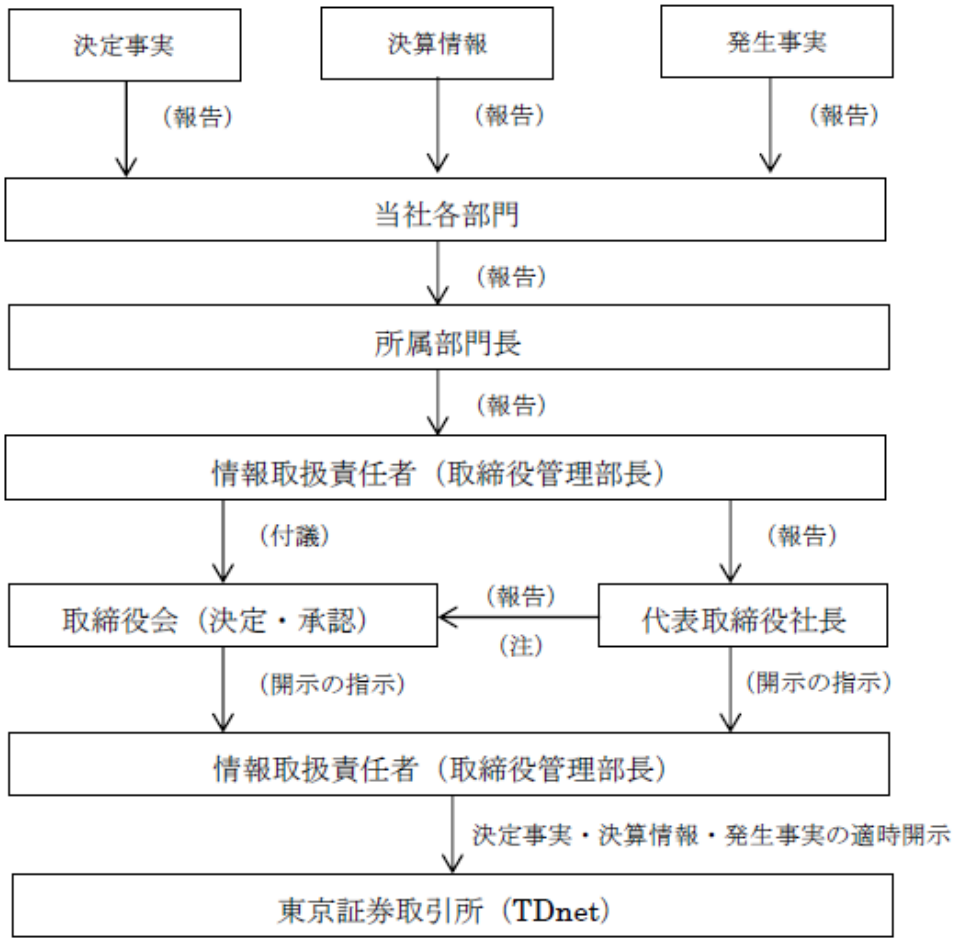

開示後、当社ホームページの IR サイトにも速やかに公開

（注）緊急を要する発生事実に関する情報は、開示後に改めて、取締役会に報告されます。